

講座（セミナー）申込み利用規約

第1条（適用範囲）

本規約は、小林行政書士オフィス（以下「当オフィス」といいます）が提供する講座（セミナー）（以下「当講座」といいます）に関するすべての申込みおよび参加に適用されます。

申込み手続きが完了した時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。

第2条（申込みおよび契約の成立）

1. 当講座の申込みは、当オフィスが指定する方法により行うものとします。
2. 申込み完了後、当オフィスからの通知をもって契約が成立するものとします。

第3条（参加費の支払いおよび返金）

1. 参加者は、当オフィスが指定する期日までに受講料を全額支払うものとします。
2. 支払方法は、銀行振込のみとします。
3. 参加費支払い後は、いかなる理由でも返金はいたしません。ただし、当オフィスの都合により当講座が中止された場合は、この限りではありません。

第4条（講座内容の変更）

1. 当オフィスは、必要に応じて当講座の内容、日程、会場を変更できるものとします。
2. 内容変更が生じた場合は、速やかに参加者へ通知します。

第5条（禁止事項）

参加者は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 当講座の録音、録画、撮影
2. 当オフィスの許可なく配布資料を第三者に提供または転載する行為
3. 他の参加者や講師への誹謗中傷、批判、妨害となる行為

第6条（著作権）

1. 当講座で使用する全ての資料、スライド等の著作権は、当オフィスまたは講師に帰属します。
2. 参加者は、当オフィスの許可なくこれらを複製、配布、販売、公開してはなりません。

第7条（個人情報の取扱い）

1. 当オフィスは、申込時に取得した参加者の個人情報を、当講座の運営および関連情報の提供にのみ利用します。
2. 当オフィスは、参加者の同意なく個人情報を第三者に提供しません。ただし、法令に基づく場合を除きます。

第8条（免責事項）

1. 参加者が当講座の内容を利用したことにより生じた損害について、当オフィスは一切の責任を負いません。ただし、当オフィスに故意または重大な過失が認められる場合はこの限りではありません。
2. 当オフィスは、天災、停電、通信障害その他の不可抗力により当講座の提供が困難となった場合、講座の中止または日程変更を行う権利を有します。この場合でも、当オフィスは参加者に対する損害賠償義務を負いません。

第9条（秘密保持義務）

1. 参加者は、当講座を通じて知り得た当オフィスまたは他の参加者の秘密情報を、第三者に開示、漏洩、または利用してはなりません。
2. 前項の秘密情報には、講座資料、講義内容、参加者情報等が含まれますが、これに限られません。
3. 本条の規定は、当講座終了後も有効に存続します。

第10条（秘密漏洩に関する責任および損害賠償）

1. 参加者が秘密情報を不適切に利用、開示、漏洩し、当オフィスまたは第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負います。
2. 秘密情報の漏洩が発覚した場合、当事者は速やかに当オフィスへ報告し、解決に向けて誠意を持って協議および必要な対応を行うものとします。
3. 当オフィスは、秘密情報漏洩に関する調査や当事者間協議の支援を行うことがありますが、損害賠償問題に直接関与する義務を負いません。
4. 損害賠償の範囲および金額は当事者間で協議により決定し、協議が不調に終わった場合は法的措置を講じることができます。

第11条（規約の変更）

当オフィスは、本規約を予告なく変更できるものとします。

第12条（準拠法および管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠し、本規約に関して生じた紛争は、当オフィスの所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

制定日 令和7年1月11日

改定日 令和7年8月10日